車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定めた件（令和７年10月27日東北地方整備局公示）の一部を次のように改正する。

令和８年９月１日　　東北地方整備局長　小島　　優

1　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

⑴　交差点における左折又は右折にあたっての誘導

①　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を左折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道45号	岩手県陸前高田市気仙町字水上152番１（陸前高田長部インターチェンジ）	一般国道45号三陸道
一般国道45号三陸道	岩手県陸前高田市気仙町字水上152番１（陸前高田長部インターチェンジ）	一般国道45号
一般国道112号	山形県鶴岡市道形町（鶴岡市道形町交差点）	山形県道**梶**代鶴岡線
山形県道**梶**代鶴岡線	山形県鶴岡市道形町（鶴岡市道形町交差点）	一般国道112号
一般国道７号	山形県酒田市東両羽町（酒田市東両羽交差点）	酒田市道東両羽町大宮線
山形県道余目温海線	山形県鶴岡市温海（温海字温海交差点）	一般国道７号
一般国道112号	山形県鶴岡市東原町（鶴岡市東原町交差点）	山形県道鶴岡羽黒線
山形県道鶴岡羽黒線	山形県鶴岡市東原町（鶴岡市東原町交差点）	一般国道112号
一般国道７号	山形県飽海郡遊佐町白木（遊佐町白木交差点）	山形県道比子八幡線
山形県道比子八幡線	山形県飽海郡遊佐町白木（遊佐町白木交差点）	一般国道７号
一般国道７号	山形県鶴岡市下清水（鶴岡市下清水交差点）	鶴岡市道鉄工団地１号線
鶴岡市道鉄工団地１号線	山形県鶴岡市下清水（鶴岡市下清水交差点）	一般国道７号

②　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道４号	宮城県大崎市古川沢田字新原際	市道古川沢田線
市道古川沢田線	宮城県大崎市古川沢田字新原際	一般国道４号
一般国道４号	宮城県大崎市古川沢田字新原際	市道古川三ツ江線
市道古川三ツ江線	宮城県大崎市古川沢田字新原際	一般国道４号
一般国道45号	岩手県陸前高田市気仙町字水上152番１（陸前高田長部インターチェンジ）	一般国道45号三陸道
一般国道45号三陸道	岩手県陸前高田市気仙町字水上152番１（陸前高田長部インターチェンジ）	一般国道45号
一般国道112号	山形県鶴岡市道形町（鶴岡市道形町交差点）	山形県道**梶**代鶴岡線（山形県鶴岡市宝田２丁目１番40方向の車線に限る）
山形県道**梶**代鶴岡線	山形県鶴岡市道形町（鶴岡市道形町交差点）	一般国道112号
一般国道７号	山形県鶴岡市温海（鶴岡市温海交差点）	山形県道余目温海線
山形県道鶴岡羽黒線	山形県鶴岡市東原町（鶴岡市東原町交差点）	一般国道112号
一般国道７号	山形県飽海郡遊佐町白木（遊佐町白木交差点）	山形県道比子八幡線
山形県道比子八幡線	山形県飽海郡遊佐町白木（遊佐町白木交差点）	一般国道７号
一般国道７号	山形県鶴岡市下清水（鶴岡市下清水交差点）	鶴岡市道鉄工団地１号線
鶴岡市道鉄工団地１号線	山形県鶴岡市下清水（鶴岡市下清水交差点）	一般国道７号

2　解除する通行方法

⑴　交差点における右折にあたっての誘導

第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道112号	山形県寒河江市大字八鍬803番１	一般国道287号（山形県長井市方向の車線に限る）

北陸地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和８年９月１日　　北陸地方整備局長　植田　雅俊

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道470号	石川県鳳珠郡穴水町此木壱100番１から石川県七尾市高田町井36番１まで

2　指定する期日　令和８年９月１日

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年９月１日　　中部地方整備局長　西村　　拓

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道474号	愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平８番１から愛知県新城市名号字杉本16番１まで

2　指定する期日　令和８年９月１日